


認定 (特例認定) 特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

令和元年 6 月 22 日 神奈川県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒253-0084 神奈川県茅ヶ崎市円蔵一丁目 5 番 24 号 サニータウン茅ヶ崎 電話番号 (0467) 88-7546 ファクシミリ番 (0467) 88-7546	
	その他の事務所の所在地	〒なし 電話番号 () — ファクシミリ番 () —	
	(フリガナ)	トクテイヒエイリカツドウホウジンエヌピーオーサポートちがさき	
	法人の名称	特定非営利活動法人 NPO サポートちがさき	
	(フリガナ)	マスナガリツコ	
	代表者氏名	益永律子 	
	認定 (特例認定) の有効期間	事業年度	
	平成 28 年 9 月 21 日から 平成 33 年 9 月 20 日まで	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項 (第 62 条において準用する第 55 条第 1 項) の規定により、次の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
イ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
ウ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 (イ) 役員等との取引
エ 寄附者 (当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
オ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
カ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
キ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
(3) 法第 45 条第 1 項第 3 号 (ロに係る部分を除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

備考

- 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出する必要があります。

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 NPO サポートちがさき	事業年度	30 年 4 月 1 日～31 年 3 月 31 日
-----	------------------------	------	----------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	111,000 円
賛助会員受取会費	36,000 円
受取寄付金	2,092,000 円
市民活動を支援する施設の管理運営事業	27,816,453 円
コミュニティ形成を支援する事業	27,000 円
協働によるまちづくり事業	46,000 円
受取利息	168 円
その他自主事業	10,500 円
合 計	30,139,121 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
大和リース株式会社	1,000,000 円	H30.6.29
大和リース株式会社	1,000,000 円	H30.12.26
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
21人	16,474,053 円

